

## 単価契約における埼玉県建設工事標準請負契約約款第 26 条第 5 項 (単品スライド条項) の運用に関する基準

1. 「埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用に関する基準等の改正について(通知)」(令和4年8月30日付け入第841号)で定めた「埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用に関する基準」(以下「運用基準」という。)1.(主要な工事材料)を次のとおり読み替える。

埼玉県建設工事標準請負契約約款第 26 条第 5 項(以下「単品スライド条項」という。)に規定する「主要な工事材料」とは、対象工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

なお、対象工事とは、9.(2)で規定する「協議開始の日」までに引渡し完了している工事、又は「協議開始の日」までに発注した工事で、引渡し「協議開始の日」以降になるが、「協議開始の日」時点で2.(1)における価格変動後の金額の算出に必要な単価及び対象数量が確定している工事のことをいう。

2. 運用基準 2.(適用対象工事)を2.(適用工事)と、(1)中、「当該工事」とあるのは、「対象工事」と読み替え、(2)を次のとおり読み替える。

(2)(1)に規定する「請負代金額」は、対象工事の発注額を合計した額とする。

3. 運用基準 5.(対象数量の算出方法)(2)については適用しない。

4. 運用基準 7.(部分払時の取扱)及び運用基準 8.(部分引渡し)については適用しない。

5. 運用基準 9.(請負代金額の変更手続)中、(1)、(3)を次のとおり読み替える。

(1)単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に単価契約の契約書に記載の工期の末から2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(3)この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

6. 運用基準 9.(全体スライドを行う場合の特則)については適用しない。

附 則

1. 令和4年8月30日以降に契約約款第26条第5項に係る請求が行われたものから適用する。
2. 「単価契約における埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用に関する基準」（令和4年6月21日付け入第314-1号）は、廃止する。